

広島県教育委員会規則第九号

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年八月十八日

広島県教育委員会

委員長 小笠原 道雄

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部を改正する規則

広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則（平成十五年広島県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項の表を次のように改める。

対象者	校名
独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している者（入院する見込みの者を含む。）	広島県立広島西特別支援学校

別表中

広島県立広島特別支援学校		広島市、呉市、三原市（大和町に限る。） （府中市（上下町に限る。））、三原市、庄原市、大竹市、東広島市（安芸津町を除く。）、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
広島県立福山特別支援学校		竹原市、三原市（大和町を除く。）、尾道市、福山市、府中市（上下町を除く。）、東広島市（安芸津町に限る。）、豊田郡、世羅郡及び神石郡

を

広島県立広島特別支援学校		広島市、呉市、三原市、庄原市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
広島県立福山特別支援学校		竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、豊田郡、世羅郡及び神石郡
広島県立西条特別支援学校		東広島市

に

改める。

附則

この教育委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。